

(別添1)

## 「大槌町林野火災による災害義援金」 取扱要領

### 1 義援金の受付け

#### (1) 共同募金会の直接受付

寄付者が共同募金会に直接寄託する場合は、次の窓口で受け付けます。

##### ア 宮崎県共同募金会事務局

宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館3F

TEL0985(22)3878 FAX0985(22)3879

##### イ 市町村共同募金委員会事務局

#### 留意事項

- (ア) 義援金を寄託された時は、所定の振込票により宮崎県共同募金会に送金してください(振込票の備考欄に「大槌町林野火災による災害義援金」と明記をお願いします)。
- (イ) 義援金の送金の際には、別添2の災害義援金寄付者名簿に寄付者の氏名・金額などを記入の上、宮崎県共同募金会に報告してください。
- (ウ) 寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税・法人税)を希望される場合は、受付者名簿の該当欄に○印を記入してください。

#### (2) 義援金の直送

寄付者が直送したい場合は、岩手県共同募金会において下記のとおり口座が開設されています。

また、直接寄託した寄付者には、金融機関振込時の利用明細票が「免税証明書」となり、募集要綱を添えて税務署へ御提出いただければ、税制上の優遇措置として確定申告が可能ですので、寄付者にその旨、御案内ください。

### 【 岩手県共同募金会 】

受付期間	令和8年5月7日(木)～令和8年8月31日(月)まで		
ゆうちょ銀行	口座番号	00120-1-452437	
	口座名義	いわてけんきょうぼ おおつちちょうりんやかさい <small>さいがいぎえんきん</small> 岩手県共募大槌町林野火災による災害義援金	
			※振込手数料無料

### 2 本会に寄託された義援金の取り扱い

共同募金委員会より寄託された義援金は、宮崎県共同募金会より岩手県共同募金会に送金します。

### 3 義援金の配分

岩手県共同募金会に寄せられた義援金は、岩手県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、被災者に配分されます。

#### 4 義援税制上の取り扱い

この義援金は所得税法上第78条第2項第1号及び法人税法上第37条第3項第1号に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。ただし、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書または義援金の振込票の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

#### 5 その他

今回は義援金のみとし、救援物資・物品等の受け付けは行いません。